

2018年12月定例議会の議案と各会派の態度及び結果

| 議案 | 会派の態度 | | | | 結果 | 内 容 |
|---|-------|---|---|---|----|---|
| | 共 | 自 | 民 | 公 | | |
| 平成30年度愛知県一般会計補正予算(第4号) | ● | ○ | ○ | ○ | 可決 | 特別職の期末手当の支給割合の引き上げと一部のベンチャー企業のみを支援するあいちスタートアップ関連事業費 |
| 平成30年度愛知県国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 前期高齢者の財政調整のための納付金(社会保険診療報酬支払基金)等 |
| 平成30年度愛知県県有林野特別会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 職員給与の引き上げ |
| 平成30年度愛知県港湾整備事業特別会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 職員給与の引き上げ |
| 平成30年度愛知県流域下水道事業特別会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 職員給与の引き上げ |
| 平成30年度愛知県県営住宅管理事業特別会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 職員給与の引き上げ |
| 平成30年度愛知県県立病院事業会計補正予算(第3号) | ● | ○ | ○ | ○ | 可決 | 特別職の期末手当の支給割合の引き上げ |
| 平成30年度愛知県水道事業会計補正予算(第1号) | ● | ○ | ○ | ○ | 可決 | 特別職の期末手当の支給割合の引き上げ |
| 平成30年度愛知県工業用水道事業会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 職員給与の引き上げ |
| 平成30年度愛知県用地造成事業会計補正予算(第1号) | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 職員給与の引き上げ |
| 愛知県認知症施策推進条例の制定について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 認知症の施策についての基本理念、県の責務、事業者の役割、県民の理解等を定め、認知症施策を総合的・計画的に推進する。 |
| 愛知県議会の議員及び愛知県知事の選挙における自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 愛知県議会議員選挙における選挙運動用ビラの作成を県費負担とする。公選法が改正されて「できる」規定になり、すでに42団体で条例改正されている。県費負担額＝作成単価(上限7円51銭)×作成枚数(上限16,000枚) |
| 愛知県事務処理特例条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 知事の権限に属する事務の一部を市町村等が処理することとする等 |
| 愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部改正について | ● | ○ | ○ | ○ | 可決 | 特別職の期末手当の支給割合の引き上げ |
| 職員の給与に関する条例等の一部改正について | ● | ○ | ○ | ○ | 可決 | 55歳を超える職員の昇給をストップ |
| 愛知県国土交通省所管公共用財産使用料徴収条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 道路占用料の額の改定に準じて、国道に電柱等設置の使用料の改定 |
| 愛知県都市公園条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 道路占用料の額の改定に準じて、都市公園に電柱等設置の使用料の改定 |
| 愛知県流域下水道条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 流域下水道事業に地方公営企業法の一部を適用するための条例改正 |
| 愛知県道路占用料条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 電柱、ガス管等設置の道路占用料の改定 |
| 愛知県流水占用料等徴収条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 道路占用料の額の改定に準じて、電柱等の土地占用料の額の改定 |
| 愛知県海岸占用料等徴収条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 道路占用料の額の改定に準じて、電柱等の海岸占用料の額の改定 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|----|--|
| 愛知県港湾管理条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 道路占用料の額の改定に準じて、港湾施設用地における電柱等設置の使用料の額の改定 |
| 愛知県漁港管理条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 道路占用料の額の改定に準じて、漁港施設用地における電柱等設置の使用料の額の改定 |
| 愛知県港湾占用料等徴収条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 道路占用料の額の改定に準じて、港湾区域内の水域または公共空地における電柱等設置の占用料の額の改定 |
| 愛知県漁港土砂採取料等徴収条例の一部改正について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 道路占用料の額の改定に準じて、漁港の区域内の水域または公共空地における電柱等設置の占用料の額の改定 |
| 工事請負契約の締結について（矢作川流域下水道事業水処理施設機械設備工事（その1）） | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 請負契約金額：1,062,720,000円 請負契約者：藤吉工業株式会社 契約の方法：4名の一般競争入札 |
| 工事請負契約の締結について（境川流域下水道事業水処理施設機械設備工事（その6）） | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 請負契約金額：568,080,000円 請負契約者：株式会社クボタ 契約の方法：3名の一般競争入札 |
| 工事請負契約の締結について（総合治水対策特定河川工事（防災安全・緊急対策）） | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 請負契約金額：1,609,200,000円 請負契約者：大興・丸周・永井特定建設工事共同企業体 契約の方法：3名の一般競争入札 |
| 工事請負契約の締結について（原山台住宅建築工事（第9工区）） | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 請負契約金額：789,480,000円 請負契約者：株式会社高柳組 契約の方法：2名の一般競争入札 |
| 工事請負契約の締結について（西尾警察署庁舎建築工事） | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 請負契約金額：1,150,200,000円 請負契約者：鴻池・山旺特定建設工事共同企業体 契約の方法：2名の一般競争入札 |
| 工事請負契約の変更について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 工事の概要：橋脚1基 請負契約金額：変更前1,851,587,640円 変更後2,148,289,560円 請負契約者：名工・大興・松本特定建設工事共同企業体 設計変更に伴う請負契約金額の変更 |
| 愛知県公立大学法人中期目標の策定について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 地方独立行政法人法第25条第1項の規定に基づいて愛知県公立大学法人の中期目標（19年4月1日～25年3月31日）を策定 |
| 訴えの提起について（県営住宅明渡等請求事件） | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 県営住宅不法占有者に対する明渡しと損害賠償の支払いを求める訴え |
| 訴えの提起について（県営住宅明渡等請求事件） | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 県営住宅不法占有者に対する明渡しと損害賠償の支払いを求める訴え |
| 訴えの提起について（奨学金貸付金返還請求事件） | ● | ○ | ○ | ○ | 可決 | 奨学金貸付金の返済滞納者に対する返還金等の支払いを求める訴え |
| 当せん金付証票の発売額について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 宝くじなどの発売総額を395億円以内とする。 |
| 愛知県名古屋飛行場の指定管理者の指定について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 名古屋飛行場の指定管理者を名古屋空港ビルディング株式会社とする。指定期間は、19年4月1日から24年3月31日まで。公募、1団体のみ応募。 |
| 愛知芸術文化センター愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センターの指定管理者の指定について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 愛知芸術文化センター愛知県芸術劇場及び愛知県文化情報センターの指定管理者を公益財団法人愛知県文化振興事業団とする。指定期間は、19年4月1日から24年3月31日まで。非公募。 |
| 面ノ木公園施設の指定管理者の指定について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 面ノ木公園施設の指定管理者を設楽町とする。19年4月1日から20年3月31日まで。非公募。 |
| 愛知こどもの国の指定管理者の指定について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 愛知こどもの国の指定管理者を特定非営利活動法人フロンティア西尾とする。指定期間は、19年4月1日から24年3月31日まで。非公募。 |
| 海南こどもの国の指定管理者の指定について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 海南こどもの国の指定管理者を公益財団法人愛知公園協会とする。指定期間は、19年4月1日から24年3月31日まで。公募。 |
| 愛知県青い鳥医療療育センターの指定管理者の指定について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 愛知県青い鳥医療療育センターの指定管理者を社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛知県再生会とする。指定期間は、19年4月1日から24年3月31日まで。非公募。 |

| | | | | | | |
|--------------------------|---|---|---|---|----|--|
| 愛知県野外教育センターの指定管理者の指定について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 愛知県野外教育センターの指定管理者を公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団とする。19年4月1日から20年3月31日まで。非公募。 |
| 愛知県体育館の指定管理者の指定について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 愛知県体育館の指定管理者を公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団とする。19年4月1日から24年3月31日まで。公募。 |
| 愛知県スポーツ会館の指定管理者の指定について | ○ | ○ | ○ | ○ | 可決 | 愛知県スポーツ会館の指定管理者を公益財団法人愛知県教育・スポーツ振興財団とする。19年4月1日から24年3月31日まで。公募。 |

●=反対 ○=賛成 共：日本共産党 自：自民党 新：新生あいち 公：公明党